

(趣旨)

第1条 この規則は、柏市硫酸ピッチ生成禁止条例(平成20年柏市条例第17号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(条例第2条の規則で定める基準)

第2条 条例第2条の規則で定める基準は、水素イオン濃度指数が2.0以下であることとする。

2 前項に掲げる基準は、日本産業規格(産業標準化法(昭和24年法律第185号)第20条第1項の日本産業規格をいう。)K0102の12.1に定める方法により検定した場合における検出値によるものとする。

(令元規則2・一部改正)

(身分を示す証明書)

第3条 条例第6条第2項の身分を示す証明書は、身分証明書とする。

(補則)

第4条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則(令和元年規則第2号)

この規則は、令和元年7月1日から施行する。